○中部地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月九日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
瑞浪市土岐町字町田三〇九九番から恵那市長島町中野字槙ケ根一二五一番二七まで	前	A　八・〇〇～五三・一〇メートル　一三・〇二六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　八・〇〇～五三・一〇メートル　一三・〇二六キロメートル B　一七・八〇～六七・五六メートル　〇・四九四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月九日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
飛騨市神岡町東漆山字大平見山三八九番三〇から同市神岡町東漆山字大平見山三八九番一七まで	前	一七・五七～二九・五六メートル　〇・一四三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二一・三七～三七・六一メートル　〇・一四三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○近畿地方整備局告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月九日から二週間近畿地方整備局及び同局京都国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員延長
城陽市寺田塚本一四一番一から京田辺市大住三本木九番まで	一六・四〇～一二七・八メートル　二・四〇〇キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十九年二月九日

○近畿地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十五号	神戸市西区平野町西戸田字高圧六六五番から同市西区平野町常本字権願寺二九九番まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月九日

国会事項

衆議院

要求書受領

二月七日、内閣から、公正取引委員会委員に青木玲子を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、国家公安委員会委員に安藤裕子を任命したいので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、預金保険機構理事長に三國谷勝範を、同理事に関一穂及び久田高正を、同監事に町田恵美を任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に南野聡、泉本小夜子及び山本隆司を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に高橋正美を任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、労働保険審査会委員に小賀野晶一を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央社会保険医療協議会公益委員に中村洋及び長谷川ふ佐子を任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、社会保険審査会委員長に瀧澤泉を、同委員に髙野伸及び吉山敦子を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央労働委員会公益委員に荒木尚志、三輪和雄、植村京子、沖野眞已、鹿野菜穂子、鎌田耕一、木本洋子、中窪裕也、松下淳一、横溝久美、森戸英幸、両角道代、山川隆一、山下友信及び山本眞弓を任命したいので、労働組合法第十九条の三第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸審議会委員に根本敏則を任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に石井彰及び武田克彦を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議案提出

二月七日内閣から提出した議案は次のとおりである。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案

厚生労働省設置法の一部を改正する法律案